仕様書

１　業務名

　　きぼーるアトリウムWi-Fi契約【長期継続契約】

２　目的

来庁者・アトリウムイベントスペース利用者及び観光客の利便性向上のため、Wi－Fiに

よるインターネット接続環境を整備する。

３　履行箇所

きぼーる１階アトリウム（千葉市中央区中央４－５－１）

４　履行期間

契約締結後から令和１１年２月２８日［長期継続契約］

（Ｗｉ－Ｆi接続環境提供開始日：令和６年３月１日）

５　整備内容

前記「２　目的」を達成するための通信環境を確保するための機器、配線を整備する。また、インターネット通信に必要なプロバイダー申込手続きの代行を行うこと。

（１）Ｗｉ－Ｆｉ基地局(AP)設置

ア　機器仕様

| **区分** | **仕様** |
| --- | --- |
| Wi-Fi規格 | IEEE 802.11a/b/g/n/ac/ax準拠 |
| 同時接続数 | 1基地局あたり50台以上 |
| 接続方法 | ID/パスワード |
| 電波の範囲 | アトリウムイベントスペース |
| 利用者 | アトリウムイベントスペース利用者 |
| 通信接続時間 | 月曜日～日曜日8時30分から20時00分まで |
| 諸元 | 下記諸元に対応していること  本体外形寸法：A4サイズ程度、厚み10cm程度以下（アンテナ突起部除く）  質量：1kg程度以下（電源アダプタ、取付金具部除く）  電源：PoE給電に対応していること。  最大消費電力：30W程度以下  動作環境条件：周囲温度0〜40℃、周囲湿度5〜95%(結露しないこと) |

・日本語による取扱説明書を納入すること（電子納品も可能。なお、ファイルの形式はPDF、Word、Excel、PowerPointのいずれかとし、最新のバージョンとする）。

・基地局機器はレンタルでの提供とする。

・基地局ファームウェアに関して、セキュリティパッチが公開された場合に、必要性のあるものについては速やかに適用すること。

・基地局機器の故障受付および、現地への派遣による機器交換を24時間365日対応し、速やかに復旧すること。

・市の求めに応じ、受注者が随時SSID・パスワードの変更ができること。

イ　設置場所

・安全性の確保や電波調査等の実施により、基地局機器の電波到達範囲を確認した上で最適な設置場所とすること。

・LAN配線経路における通線の確認を併せて実施すること。

（２）配線

ア　表示

（ア）ケーブルには、線名札（識別タグ）等を使用し、次の内容を表示すること。

（イ）表示は配線の始点及び終点、配線が分岐する場所や配線本数が多く他システム配線と識別が困難な場所に実施すること。

【表示内容】

・システム名（きぼーるアトリウムWi-Fi）

・接続元及び接続先の機器管理名（機器名等）

・本市担当課（中央区総務課）

・ケーブル種別

・径間　等

イ　配線方法及びルート

（ア）終端装置、ルーター及び基地局を最適に配線すること。

（イ）LANケーブルは、既存配線を含め他の配線とのノイズ影響がないように配線しなければならない。

（ウ）露出部を配線する場合は、モール等により配線保護すること。

（エ）配線の長さは軽微な配置変更に対応できるよう余裕を持つこと。

（オ）配線時に防火・防煙区画の貫通が必要な場合は、既設箇所については施工済み内容を参考に、新規に貫通処理が必要な箇所については防火区画処理材（国土交通大臣認定の耐火粘土等）を使用する等により適切な貫通処理を行うこと。

（３）インターネット通信用回線、ルーター、プロバイダ

ア　インターネット用通信回線及びルーター、給電HUB、プロバイダの用意も併せて実施すること。

イ　用意するインターネット用通信回線、ルーター、給電HUB、プロバイダについては以下の基準に則ったものとする。

（ア）インターネット用通信回線

・ベストエフォート型で最大通信速度が、上り100Mbps、下り１Gbps以上であること。

参考回線：「フレッツ光ネクスト　ファミリー・ギガラインタイプ」

・故障受付および、現地への派遣による故障対応を365日 9:00～17:00対応し、速やかに復旧すること。

（イ）ルーター

・LANポート、WANポート共に1000BASE-T対応であること。光ファイバー回線に対応できること。スループットが最大1.0Gbit/s以上であること。

・ルーターファームウェアに関して、セキュリティパッチが公開された場合に、必要性のあるものについては速やかに適用すること。

・機器の故障受付および、現地への派遣による機器交換を365日 9:00～17:00対応し、速やかに復旧すること。

・レンタルでの提供とする。

（ウ）給電HUB

・LANポートについては、給電ポートを備え、整備する基地局数に応じた適切なポート数及び給電能力とすること。

・LANポートについて1000BASE-Tに対応していること。

・給電ポートについてIEEE802.3af/atの規格に対応すること。

・基地局機器と給電HUB間のケーブル故障診断機能を備えること。

・機器の故障受付および、現地への派遣による機器交換を24時間365日対応し、速やかに復旧すること。

・基地局を２台設置する拠点に関しては給電HUBの用意をすること。

・基地局1台の拠点に関しては必要であれば設置をすること。

・レンタルでの提供とする。

（４）インターネット通信契約申込み手続き

ア　インターネット通信サービス契約について、市の手続きを代行すること。

イ　プロバイダは、IPv4の動的アドレスを提供できるサービスであること。

（５）その他

ア　基地局設置やLANケーブルの敷設等に際し、上記以外に必要となる機器が生じた場合には、速やかに市に報告し、協議を行うこと。

イ　インターネット用通信回線の引き込みや基地局設置の際に建物へのフック、配管、建柱等の新設付帯工事又は改修・補修が必要となった場合の費用は、本業務に含める。ただし、既設埋設管路を除く。

ウ　インターネット用通信回線を既設埋設管路に配線する際、その管路に不具合があった場合は、遅滞なく市と協議を行うこと。管路補修が必要となったときは、市にて実施する。

エ　回線敷設・機器設置・配線作業は、きぼーるアトリウムの運営に支障のないように、時間等を配慮し、事前調整を行うこと。

オ　機器設置又は配線作業の際に、既設什器の一時移動・復旧が必要な際は、市にて行う。

カ　電源の増設、延長コード等の用意が必要な際は、市にて行う。

キ　設置した機器等が故障した際の対応方法について、連絡先を記載した一覧表を成果物として提出すること。

ク　本業務によって整備する通信環境の運用期間は令和１１年２月２８日までとし、その後、運用期間の更新等が必要となったときは、契約約款および地方自治法第２３４条の３に基づき契約者双方から協議できるものとする。また、機器の見直しは、契約者双方から協議できるものとする。

６　作業計画書

（１）契約締結後１４日以内に次の事項を記載した作業計画書を作成し、市の承認を得ること。

ア　業務の概要（目的・目標、範囲）

イ　作業実施体制

ウ　協議事項の管理（会議体、議事録管理等）

エ　全体行程

オ　工程管理

カ　品質管理（品質基準等）

キ　危機管理

ク　課題管理

ケ　変更管理

コ　情報セキュリティ対策（システム導入作業における情報漏えい対策等）

（２）作業計画書で定める管理項目及び管理手法に従って、作業の進捗、課題管理及び品質管理状況等について適宜、本市に対し報告を行うこと。

（３）作業の進捗の遅れや重要な課題が発生した場合は、速やかに本市に報告し、対応方針について協議すること。

８　事前調査

（１）本業務に係る機器等の設置に先立ち、電波調査等の実施により基地局機器の電波到達範囲を確認した上で最適な設置場所を計画すること。

（２）上記計画が、仕様書と相違する場合は、遅滞なく協議を行うこと。

９　遵守事項

（１）機密保持、資料の取扱い

ア　業務上知り得た情報について本業務以外の目的で利用しないこと。

イ　業務上知り得た情報について第三者への開示や漏えいをしないこと。また、持ち出しを禁止する。

ウ　受注者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合に直ちに報告する義務や、損害に対する賠償等の責任を負うこと。

エ　業務の履行中に受け取った情報の管理、業務終了後の返却又は抹消等を行い復元不可能な状態にすること。

オ　適切な措置が講じられていることを確認するため、遵守状況の報告を行うこと。また、必要に応じて本市による実地調査を行う場合がある。

（２）その他文書、標準への準拠

当該調達案件の業務遂行に当たっては、以下の文書に準拠すること。

ア　千葉市情報セキュリティポリシー

イ　千葉市行政情報ネットワークシステムの利用に関する取扱い要綱

（３）一括再委託等の禁止

ア　受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

イ　受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、委任し、又は請け負わせる者の商号又は名称並びに住所、委任し、又は請け負わせる業務の範囲等を明らかにし、あらかじめその内容を発注者に通知しなければならない。

１０　成果物の取扱い、完了検査

ア　本業務の受注者は、成果物等について、納品期日までに本市に内容の説明を実施して検収を受けること。

イ　検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について本市に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

ウ　業務を完了したときは、その旨を遅滞なく報告し、市の検査を受けること。

エ　上記検査に合格した際は、業務料の支払いを請求できる。

１１　その他

本仕様書は、本目的及び以下の基本的な考え方に基づいた機能・構成等についての最低限の基準を示したものであり、本仕様書に記載のないことで疑義等が生じた場合は本市と協議のうえ決定する。